

高齢者専用

グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

クローバー



理念

グループホームクローバーは、愛・誠実・希望・幸せの四つ葉を基本とし、家族との出会いを大切に、ありのままの認知症高齢者を受け入れ、共に喜び、主体性を持って自分らしく過ごしていただけるよう支援いたします。

クローバーホームとは

認知症対応型共同生活介護とは、認知症の状態にある要介護者等に対して、その共同生活を行う住居（施設）内において入浴・排泄・食事等の介護日常生活上の世話、機能訓練を指します。

入居の対象者

- 西原町内に住所がある方
- 医師から認知症と診断された方
- 西原町より要介護認定（要支援2、要介護1-5）を受けられている方

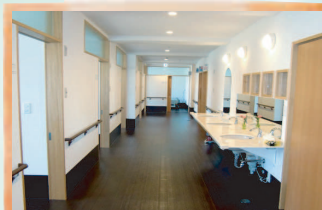
施設概要・設備環境

定員9名（全個室）

- エレベーター／AED 完備、共同設備（食堂／リビング／キッチン／浴室／トイレ／洗濯室）



食堂／リビング



廊下



居室



キッチン



トイレ



浴室

※ 令和3年10月-

クローバーホーム クローバー 利用料金

(円)

要介護度	介護保険利用者負担額 (1割負担の場合)		ホーム利用料 (30日の場合)				
	1日	30日	食費	共益費 (水道・光熱費)	家賃	リネン代 (シーツ類)	30日
要支援2	760	22,800	36,000	15,000	42,000	1,500	117,300
要介護1	764	22,920					117,420
要介護2	800	24,000					118,500
要介護3	823	24,690					119,190
要介護4	840	25,200					119,700
要介護5	858	25,740					120,240

※ 共益費は、水道光熱費・設備の修理保守点検費・消防設備・EV設備点検費を含みます。 ※ 月途中入退居の場合は日割り計算になります。

▼上記以外にかかる費用 ★印 = 現在の算定加算項目

各種加算	1日	30日	加算説明
初期加算 (対象者のみ)	★ 30	900	・入居日より30日のみ算定 (登録日から30日まで) ※30日を超える病院・診療所への入院後に利用を再開した場合も同様
医療連携体制加算Ⅰ (要介護度のみ)	★ 39	1,170	・事業所の職員又は訪問看護ST等との連携により看護師を1人以上確保している ・看護師により24時間連絡できる体制を確保している ・重度化の対応指針を定め入居の際に利用者又は家族にその内容を説明する
生活機能向上連携加算Ⅰ	100 (月1回)		・訪問リハビリ、通所リハビリ、リハビリ実施の医療提供施設のPT、OT、ST、医師が通所リハビリ等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で助言を行う、又助言を受けた上で計画作成担当者が生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成する
生活機能向上連携加算Ⅱ	200 (月1回)		・訪問リハビリ、通所リハビリ、リハビリ実施の医療提供施設のPT、OT、ST、医師が、グループホームを訪問し、計画作成担当者や身体状況等の評価 (生活機能7分制) を共同で行う、又計画作成担当者が生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成する
栄養管理体制加算	30 (月1回)		・管理栄養士 (外部との連携含む) が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行う
口腔・栄養スクリーニング加算	20 (6ヶ月に1回)		・利用開始時及び利用中6ヶ月毎に利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定
科学的介護推進体制加算	★ 40 (月1回)		・利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出すること、又、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画を見直すなど、サービスの提供にあたって上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供する為に必要な情報を活用している
サービス提供体制強化加算Ⅰ	★ 22	660	・介護福祉士70%以上又は、勤続10年以上介護福祉士25%以上
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18	540	・介護福祉士60%以上
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6	180	・介護福祉士50%以上又は、常勤職員75%以上又は、勤続7年以上30%以上
介護職員処遇改善加算Ⅰ	★ 総単位数 × 11.1%		・介護サービスに従事する介護職員の賃金改善、人材確保、安定的な介護サービスの供給のための加算
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	★ 総単位数 × 3.1%		・処遇改善加算Ⅰ～Ⅲいづれかを取得、職場環境要件1つ以上の取組みを行っている、取組について「見える化」を図っている 又、サービス提供体制強化加算Ⅰ、特定事業所加算、日常生活継続支援加算、入居継続支援加算のいづれかを取得している
処遇改善加算計算式 = 《 (要介護の介護費 + 算定した加算) × 利用日数 》 × 11.1% (処遇改善加算Ⅰ) × 3.1% (特定処遇改善加算Ⅰ) ※ 介護職員処遇改善加算については、介護度、加算内容、日数により変化いたします			
◆ オムツ代・医療費 (直接医療機関へ) ・理美容代・特別な日用品費・行事参加費用は自己負担となります			

▼ 処遇改善加算 (1ヶ月30日計算)

介護度	介護職員 処遇改善加算 (Ⅰ)	介護職員等特定 処遇改善加算 (Ⅰ)
要支援2	2,738 円	765 円
要介護1	2,752 円	768 円
要介護2	2,872 円	802 円
要介護3	2,948 円	823 円
要介護4	3,005 円	839 円
要介護5	3,065 円	856 円

▼ 利用者負担割合

